平成２６年（フ）第２５１号
静岡県浜松市東区北島町46番地　西
破産者　竹下　澄保
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
三重県伊賀市小田町745番地の23
破産者　清水せつみ
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第６５号
三重県伊賀市阿保718番地の３
破産者　松野　　保
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１５９号
京都市左京区高野西開町15番地　ニシキマンション406
破産者　及川　忠孝
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６６９号
京都市下京区五条通高倉西入万寿寺町150番地　サムティ有隣カマラード907号
破産者　本　　尚治
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１００４号
京都市左京区聖護院東町３番地４
破産者　大塚　　晃
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
奈良県生駒市東松ケ丘４番18―201号
破産者　渡邉　眞人
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４８号
和歌山県東牟婁郡串本町串本1191番地５
破産者　大橋　　守
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第２１５号
岡山県倉敷市西富井636番地158　メゾン永瀬102号、開始決定時の住所岡山県倉敷市真備町尾崎10番地
破産者　髙橋　達也
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
岡山県井原市芳井町吉井1401番地
破産者　藤井　道雄
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
岡山県倉敷市玉島乙島974番地、開始決定時の住所岡山県倉敷市玉島乙島6637―１
破産者　村上　太一
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
岡山県井原市美星町黒忠4130番地
破産者　山室　　稔
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第６５７号
広島市中区住吉町14番３―404号
破産者　岡　己知夫
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８５２号
広島市安佐南区緑井４丁目16番17―301号
破産者　竹中　美賀
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４号
香川県小豆郡小豆島町福田甲292番地３
破産者　宮下　和子
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０１号
香川県高松市屋島西町301番地５、開始決定時の住所香川県高松市木太町2391番地２　詰田川ハイツＤ―８
破産者　西村　博信
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７号
高知県須崎市中町２丁目６―８　すみれ荘１号室、前住所高知県須崎市中町１丁目２番３号
破産者　水野　嘉明
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１５０号
長崎県長崎市馬町62番地　501、旧住所長崎県長崎市魚の町６番１―1301号
破産者　竹中　正照
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係